

(目的)

第1条 福祉・介護職員等処遇改善加算金分による福祉職員等の賃金改善を目的とした給与規程を補足して取り扱う

(福祉・介護職員等処遇改善手当)

第2条 福祉・介護職員等処遇改善手当とは、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」へ一本化された、福祉・介護職員等処遇改善加算金分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りとする。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善手当として、月給者は月額で支給する。時給者、日給者は時給額に含める。
- (2) 支給対象職種は福祉・介護職員及び事業所内で柔軟な配分を認めることとした職員。
- (3) 支給内容については、年度毎に支給の選考、手当額を定めるものとする。
- (4) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。

以上の対象者に下記の内容で支給するものとする。

【正職員・契約職員(やませみ除)・嘱託職員の月給者】(本俸に含める)

3,000円とする※各号俸の内3,000円を福祉・介護職員等処遇改善加算金とする。

【正職員・契約職員(やませみ除)・嘱託職員の月給者】(手当)

59,000円とする

【契約職員(やませみ)の月給者】(手当)

6,000円とする

【パート職員の時給者、日給者】(時給額に含める)

130円とする。※時給の内130円を福祉・介護職員等処遇改善加算金とする。

【世話人の月給者】(手当)

27,000円とする。

【世話人の月給者】(計算)※委託契約のグループホーム世話人には支給しない。

50円とする。※50円×労働時間

- (5) 支給内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で調整する場合がある。
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算金制度が消滅した時点で、この福祉・介護職員等処遇改善手当を終了するが、以降は福祉・介護職員等処遇改善加算金制度に基づき、毎月の給与に新たな手当として支給する。ただし時給者、日給者の時給額に含めた分は減額しない。

以上の対象者に下記の内容で追加支給するものとする。

【正職員・契約職員・嘱託職員の月給者】(手当)

10,000円とする。

- (8) 勤続10年以上(当法人以外での社会福祉等勤務経験を含む。ただし常勤での介護支援業務経験年数に限る)の者。
- (9) かつ経験・技能のある障害福祉人材(介護福祉士等であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。具体的には、福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士(保育士は、勤務する事業所が行うサービス事業に係る者)のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者。(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員については現任者のみ対象とする)
- (10) 支援員・指導員・世話人等、及びサービス管理責任者等支援業務(兼務者も含む)の職にあるもの。